平成２１年（フ）第５８２号
愛知県安城市里町大道畑１番地14　ヴィラ東山Ｄ―102
債務者　西村　尚明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
三重県名張市つつじが丘北５番町２番地
債務者　久保田真司
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第７０９号
広島県安芸郡府中町青崎東１番６―202号ロイヤルビュー安芸、住民票上の住所広島市安佐南区中須２丁目23番26―203号
債務者　佐々木　光
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７１０号
広島県安芸郡府中町青崎東１番６―202号ロイヤルビュー安芸
債務者　佐々木美雪（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２４号
広島市安佐南区沼田町大字吉山800番地の８
債務者　藤田　栄次
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２０号
広島県東広島市八本松飯田１丁目８番８号
債務者　日南　安博
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５６号
広島市中区十日市町１丁目１番18―405号
債務者　宮岡　永恵
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６９号
広島県廿日市市下の浜７番13号
債務者　小西　栄二
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３１号
広島市中区光南６丁目３―19、住民票上の住所広島市南区宇品御幸４丁目13番６―901号
債務者　谷元　貞茂
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０１号
広島県東広島市西条町御薗宇5047番地１プリムローズ110号
債務者　竹内　万理
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４号
広島県尾道市日比崎町２番50号
債務者　中村　廣利
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
広島県三原市皆実１丁目４番13―101号
債務者　池田　孝浩
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
広島県三原市沼田東町末光13番地１
債務者　福島　哲夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
広島県三原市沼田東町末光579番地
債務者　向山　明宏
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
広島県三原市中之町２丁目３番１―306号
債務者　谷川布佐子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
徳島県三好市井川町井内東3098番地
債務者　大西　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５６２号
愛媛県松山市大可賀２丁目８番43号
債務者　安川　純子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
高知県四万十市小西ノ川165番地５
債務者　益岡　雅充
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係